

行方市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

行方市長 鈴木 周 也

行方市規則第33号

行方市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
(行方市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 行方市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年行方市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 の 4 第 1 項中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第16条の 2 第 2 項中「, 始業の時刻から連続し, 又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の 3 第 2 項中「介護時間は, 1 日を通じ, 始業の時刻から連続し, 又は終業の時刻まで連続した 2 時間(」を削り, 「規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を, 「日」の次に「の介護時間」を加え, 「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に, 「時間)」を「時間」に改める。

第29条を第30条とし, 第28条の次に次の 1 条を加える。

(勤務時間条例第17条の 2 第 2 項の市規則で定める期間)

第29条 勤務時間条例第17条の 2 第 2 項の市規則で定める期間は, 同項に規定する対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

別表第 2 の 1 の表中「(明治29年法律第89号)」を削る。

(行方市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 2 条 行方市職員の育児休業等に関する規則(平成17年行方市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし, 第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において, 失効し, 又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日(当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては, 延長された期間の末日)が, 引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては, 人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に替えることができる。

第17条の見出し中「請求手続」を「請求, 第 2 項申出及び第 3 項変更の手続」に改め, 同条第 1 項中「の請求」の次に「, 育児休業法第19条第 2 項の規定による申出(以下「第

2項申出」という。)及び同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ育児休業条例第18条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(行方市職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 行方市職員の給与に関する規則(平成17年行方市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第12条第1号」を「前条第1号」に改める。

第32条の6第1項第1号中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第37条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「, 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。)により」を加える。

第74条第2項中「第2号」を「同項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。